

注 文 書

- 1 契 約 番 号 2025000312

- 2 契 約 名 大崎市民病院建築物定期調査業務

- 3 履 行 場 所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号

- 4 履 行 期 間 契約締結日の翌日 から
令和 7年12月19日 まで

- 5 別 添 書 類
 - (1) 仕様書
 - (2) 図面
 - (3) 参考明細書

- 6 担 当 課 経営管理部 総務課

仕様書

- 1 契約番号 2025000312
- 2 件名 大崎市民病院建築物定期調査業務
- 3 履行期限 令和7年12月19日
- 4 履行場所 大崎市民病院（大崎市古川穂波三丁目8番1号）
- 5 点検対象建築物 大崎市民病院本院
- 6 建築物概要

(1) 建築物区分 病院等，平成26年度竣工，延床面積47,870.89m²

(2) 図面 別紙のとおり

7 業務内容

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検を実施すること。なお，点検の項目，方法及び結果の判定基準並びに調査結果表については，

「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（国土交通省告示第282号）」及び「建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（国土交通省告示第285号）」の定めによるものとし，次に示す項目の点検を実施すること。

(1) 特定建築物の点検

点検箇所	点検項目
敷地及び地盤	地盤，敷地，敷地内の通路，塀，擁壁
建築物の外 部	基礎，土台，外壁（躯体等，外装仕上げ材等，窓サッシ等，外壁に緊結された広告板，空調室外機等）
屋上及び屋根	屋上面，屋上回り，屋根，機器及び工作物
建築物の内 部	防火区画，壁の室内に面する部分，床，天井，防火設備，照明器具，懸垂物等，居室の採光及び換気，石綿等を添加した建築材料

避難施設等	通路，廊下，出入口，屋上広場，避難上有効なバルコニー，階段，排煙設備等，その他の設備等
その他	特殊な構造等，避雷設備，煙突

(2) 特定建築設備等の点検

点検箇所	点検項目
換気設備	居室の機械換気設備，居室の中央管理方式の空気調和設備，調理室等の自然換気設備及び機械換気設備，居室等の防火ダンパー等
排煙設備	居室等の排煙機，排煙口，排煙風道，昇降路又は乗降ロビー等の排煙口，給気口，加圧防排煙設備，居室等の可動防煙壁，予備電源の自家用発電装置，直結エンジン
非常用の照明装置	非常用の照明器具，照度，自家用発電装置の予備電源，分電盤，配線，切替回路，蓄電池
給水設備及び排水設備	飲料用配管及び排水配管，飲料用の給水タンク及び貯水タンク並びに給水ポンプ，給湯設備，排水槽，排水再利用配管設備，その他

8 特記事項

(1) 適用基準

本業務の実施に当たっては，本仕様書に定める事項を除き，「特定建築物定期調査業務基準2025年改訂版」に準拠するものとし，定めのない事項については，発注者と受注者の協議により決定するものとする。

(2) 管理技術者及び点検実施者

ア 本業務の管理技術者は，建築士法（昭和25年法律第202号）に定める一級建築士又は二級建築士の資格を有し，入札参加者と直接的な雇用関係にある者とする。

イ 特定建築物の点検実施者は，建築士法（昭和25年法律第202号）に定める一級建築士若しくは二級建築士の資格又は建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築物調査員の資格を有する者とする。

ウ 特定建築設備等の点検実施者は，建築士法（昭和25年法律第202号）に定める一級建築士若しくは二級建築士の資格又は建築基準法（昭

和25年法律第201号)に定める建築設備等検査員の資格を有する者とする。

9 提出書類及び成果品

(1) 提出書類

提出時期	書類名	様式等	部数
着手時	着手届及び業務工程表	様式3(A4)	1部
	管理技術者及び点検実施者選任通知書	任意様式(A4)	1部
	管理技術者及び点検実施者の資格免状等	資格証又は免許証の写し	1部
完了時	業務完了届	任意様式(A4)	1部

※ 大崎市民病院Webサイトの「入札契約」から様式をダウンロードすること。

(2) 成果品

区分	書類名	様式等	部数
特定建築物	定期調査報告書	第三十六号の二様式	各2部(正副)
	定期調査報告概要書	第三十六号の三様式	
	調査結果表	別記	
	調査結果図	別添1様式(A3)	
	関係写真	別添2様式(A4)	
特定建築設備等	定期検査報告書	第三十六号の六様式	各2部(正副)
	定期検査報告概要書	第三十六号の七様式	
	検査結果表及び別表	設備に応じた様式	
	関係写真	別添様式 関係写真	

※ 宮城県土木部建築宅地課Webサイトの建築基準法に係る定期報告関係・建築物省エネ法に係る申請書様式から様式をダウンロードすること。

10 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則(平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。)の措置要件に該当すると認められ

たときは、契約を解除することがある。

(2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

11 その他

(1) 業務の実施に当たっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに発注者に報告するとともに、その指示に従い受注者の責において修復するものとする。

(2) 点検に必要な工具、計測機器等は、受注者の責において準備するものとする。

(3) 受注者は、発注者の完了検査実施月の翌月5日までに請求書を発注者へ提出するものとし、発注者は受注者からの正当な請求を受けてから30日以内に受注者に支払うものとする。

(4) 本仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、都度発注者と協議の上善処すること。

